

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成27年9月4日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第4 議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第5 議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第6 議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第7 議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第8 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について
- 日程第9 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第70号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第71号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第72号 動産の取得について
- 日程第16 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の
減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協
議について
- 日程第17 議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議
について
- 日程第18 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議
について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第66号から議案第70号までの議案10件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第8 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第2 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

岩出市監査委員、第17号について質疑をさせていただきます。

今回の水道事業会計の審査意見書についてであります。

○井神議長 尾和議員、ちょっと済みません。監査委員意見書の第18号からお願いします。

○尾和議員 それでは、改めまして、岩出市監査委員、第18号、平成27年度監査意見書について質疑をさせていただきます。

一般会計についてであります。単年度収支が4億3,575万7,335円の黒字になっているということでもあります。しかし、この決算書を見ますと、繰越明許の額が、昨年比1億7,000万余り増加をしているという実態にあります。これに対して、監査委員の所見をお聞きをしたいと思います。

それから、以前から、一般会計については行政監査もすべきであるということ、こちらのほうから要請をしておりましたが、どのような事件について行政監査をされてきたのか、具体的にその内容と実績についてお聞きをしたいと思います。

それから、不納欠損金についてであります。これに対して、監査委員としてのご認識をお伺いしたいと思います。

それから、財産管理に関してであります。地籍調査後においても、今年度の決算内容を見ますと、毎年、増減、プラスマイナスが記載をされております。なぜこのようなことになるのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、補助金に関してであります。交付団体の会計事務について、補助金に関する事務監査を実際やっておられるのかどうか。やっておられるのであれば、その内容についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑について、お答え申し上げます。

まず、1点目の単年度収支が4億3,575万7,335円の黒字となっている、繰越明許費が昨年度比1億7,000万増となっているについてであります。基本的に、監査委員といたしまして、予算の執行が適正で効率的に行われているかどうかを主眼として審査を行い、執行が適正に行われていると認識してございますが、今回のこの増につきましては、25年度の繰り越しが少なかったという、まず1点。

それから、26年度は、国の補正、経済対策で補正が入りました。それが非常に多くなった。それから、さらに国体関連とかで緊急を要する事業等が入ってまいりましたので、どうしても繰り越しが多くなったということで、1億7,000万増となっていると、このように認識してございます。

次に、2点目の行政監査すべきであると指摘していたが、具体的に、その実績は

どうかについてであります。私どもとして、例月出納検査等におきましても、行政監査の観点、視点を持ちまして、各課の事務事業、それが法令等に従って適正に処理されているか。また、費用対効果というものを考慮、配慮しているか等を考慮しながら、監査に努めているところでございまして、具体的には、例月出納検査においては、現金出納の検査に加え、例えば、契約関係が財務規則に沿った手続をしているか等の検査や、事業における効果の説明等を各課の関係する該当する事業について説明を求めているところでございます。

3点目の不納欠損についての認識でございますが、意見書においても書いてございますが、不納欠損処分については、多くの市民が納付の義務を果たしていることから、負担公平性を保つためにも、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講じ、安易な不納欠損とならないようにしてほしいということで、そのような認識のもとに、不納欠損の扱いについては、理由等も含めて聞いてございます。

それから、次に、4点目の財産管理の件でございますが、財産管理に関して、地籍調査後も毎年増減があるが、その理由を知っていたのかについてでございますが、地籍調査は平成26年度で完了しておりますので、当然、26年度の増減の中、移動の中に地籍調査が含まれてございますし、また、それ以外、地籍調査以外にも、寄附や用地購入による増と、あるいは売却等によって増減があると、このように認識してございます。

次に、第5点目の補助金に関して、交付団体の会計事務も監査したのかについてでございますが、交付先団体の会計事務については、直接監査はいたしてございません。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、第1点目の繰越明許の額について、理由を述べられましたが、基本的には、単年度収支決算でありますので、万やむを得ない場合を除いて、繰越明許になることを避けるべきだと、私は、基本的に、そのように一般的には言われております。そこで、監査委員としても、この繰越明許が増大することについては、今後も適切な指導が必要というように思うんですが、それについて再度お聞きをしたいと思っております。

それから、不納欠損金についてでございますが、具体的に、ならば市民の不公平性を是正をするんだという立場から、その趣旨については賛同いたしますし、具体的

にどうしていくのかということについての監査委員としての所見を指導されたのかどうか、ここら辺についてお聞きをしたい。

それから、財産管理についてであります、売却とか、それから寄附行為、これについては一定理解できるんですが、それ以外の従来から固定している財産管理について増減が生じていると。ここら辺についてはどのようなチェックをされてきているのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、補助金に関してであります、直接実施をしてないというご答弁でありました。しかし、年度ごとではあります、月例監査を含めて、何件かピックアップをして、補助金制度の交付団体についても監査をする必要性があるのではないか。問題が起きてからではなくして、事前に監査委員としての監査を実施をすべきではないかというふうに思っておりますが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目の繰越明許の問題でございますが、これにつきましては、十分に所定の手続を経てやっていると。まず1点、それでございます。

それと、理由の中には、やはり国の補正事業により前倒しということが、岩出市の事業にとって必要なことでもありますので、それは当然、前倒しでやったりしますので、事業費も繰り越しに係る事業も行っていきますので、それは全て健全財政という基本的なもとでやっていると、このように認識してございます。

それから、次に、不納欠損につきましては、それぞれの理由がありますので、各それぞれ一般会計、特別会計含めまして、それぞれの理由というのを執行停止か、あるいは時効とか、そういったものがあります。それにのっとってやっているということを確認してございます。

いずれにいたしましても、負担の公平という観点もございまして、できるだけ滞納を少なくすると同時に、不納欠損も少なくなっていくことが健全財政の第一歩であると認識してございますので、今後とも安易な不納欠損については、十分に注視していきたいと思います。

それから、次に、財産管理でございますが、地籍調査以外にも、例えば、開発行為に伴う寄附とか、そういったものもございまして、ほとんどは、多分地籍調査だったと思いますが、そういったいろんなパターンのもものもございまして、それ

が含まれておると、このように考えております。

それから、公募団体でございます。これにつきましても、私どもの今の確認方法としては、各事業課が補助金を出しておりません。その課から、事業につきまして説明を求め、報告書も含めて、全てでございませませんが、そういった形での監査というものを今のところ行ってございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、監査委員意見書第17号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市監査委員第17号について、質疑をさせていただきます。

水道事業会計の審査意見書についてであります。この貸借対照表の減価償却累計額に関してであります。過年度分との表示が異なっております。これはなぜこの表示が異なる状態の中で監査をされたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、純利益の1億3,300万余りの計上についてであります。これ、市民に還元すべきであると認識をしておりますが、これについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、有収率の向上に向けての具体的指導についてであります。監査委員の所見を求めたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の水道事業会計のご質疑にお答え申し上げます。

1点目の貸借対照表の減価償却累計額に関して、過年度分との表示が異なるがについてであります。これは地方公益企業法施行規則の改正に伴います、いわゆる新会計制度、これの移行に伴いまして、記載内容が変更されたものであると認識してございます。

次に、2点目の純利益1億3,308万2,684円を計上しているが、市民に還元すべきだと認識しないのかについてであります。今後の送水管等の大規模更新事業あるいは地震による損害を防ぐための耐震化工事等に充てるための資金でありまして、大幅な水道料金の値上げをせずに対応していくためにも必要なものと認識してございます。

次に、3点目の有収率向上に向けての具体的指導はどうかにつきましては、意見書においてもございますが、有収率は前年度より0.5%上昇して、88%と改善されているが、引き続き漏水調査事業など、積極的に行い、平成32年度の目標である有収率90%の早期達成に向けて、有収率の向上を図られたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1番目の表示の点であります。本来、これは何年何月から会計制度が変わったものなのか。それと、私としては、従来、22年、23年、24年度、これ等についても減価償却累計額そのものは、計算式からマイナスをすることになると思うんです。今年度に限って、頭に三角印が表示された。一貫性がないのではないかと、このことを指摘をしているわけでありまして。会計そのものの方法が変わったことではなくて、表示の仕方に問題があるのではないかと。本来、減価償却というのは、毎年毎年償却するものであって、マイナスしていくということでは、私は理解をしております。今年度に限って、その頭にマイナス三角印をなぜつけたのかと。それは会計制度そのものの気にするものではないというように判断をしてるんですけども、それについて、再度お聞きをしたいと思います。

一応、それを聞かせていただきましょうか。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答え申し上げます。

地方公益企業法規則の改正でございますが、これは今年度からでございます。これは減価償却については、当然、表を見ていただくと、マイナス要素になりますね、こちらの右の表。今回、新しく貸し倒しができる等が、その貸借対照表に載せよということになりましたので、そこは当然マイナスになりますので、明確にするために、そこに三角をつける。そうする減価償却についても同様な要素でございますので、三角をつけて明らかにしたと、こういうことでございますので、要するに貸倒引当金という、ほかにもあるようですが、それらを表示する方法の1つで、三角をつけることが適切だろうということの中から、減価償却についても同様なものでございますので、三角をつけたということでございますので、特に解釈のどうこうという問題ではないと思います。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 会計処理の仕方で、このように24年度までと、25年度の表示の仕方が一貫しないということについては、私は理解できないんですよね。だから、従来、その点について、マイナス表示として三角印を表示すべきであったのか。今年度からそういう表示の仕方をしたのか。基本的には、減価償却そのものは、これはマイナス要因ですから、減らしていくということはいいと思うんですが、会計決算書、貸借対照表を見る限り、今回、新たにそれが表示をされたということで、監査委員としても、これについては一貫性を持っていくという立場で監査をお願いをしたいということをおっしゃってありますが、再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質疑にお答え申し上げます。

ただいまの新会計制度に伴う表記の方法でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、貸倒引当金についても、減価償却と同様に、マイナス要因であるということの中で、はっきりと貸借対照表の中で表記するために必要であるということで、今回、市といたしましても、三角印をつけて明らかにしようということにしたわけでございますので、今後とも、こういった形で表記を明らかにしていくということが大事ということの中で、三角印をつけながら貸借対照表を見ていただければ明らかになるという形のものやっていくということが適切ではないかと、このように認識してございます。

○井神議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議案第59号の26年度決算に対する質疑を行います。

まず、通告書に従いまして質疑を行いますので、よろしくお聞きをいたします。

まず最初に、全て昨年比より減になっていることについて、これについてお聞きをしたい。

それから、住基カードの普及率が悪い、その理由についてお聞きをしたいと思っております。

それから、土地売却収入の詳細について、明細と何筆分なのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、昨年比3億1,000万の増額について、その理由をお聞きをしたい。

それから、太陽光発電売電収入の明細についてであります。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、講師謝金の基準についてであります。これについてお聞きをしたい。それから、危機管理監の報酬に関して、勤務日数、一時金についてはどうなっているのか、お聞きをしたい。

それから、産業医報酬の指導実績について、お聞きをしたい。

それから、顧問弁護士委託料95万6,880円の明細について、お聞きをしたい。

それから、職員厚生補助の詳細、どういう用途に使っていたのかということで、詳細にご報告をいただきたいと思います。

それから、紀の川コミュニティバスの費用対効果、実績について、どのような認識を持っておられるのか。

それから、ときめき交通大学講師についてであります。講師は誰なのかについてお聞きをしたい。

それから、職員手当等とあるが、その明細を求めたいと思います。

それから、職員手当9万8,904円、県知事選挙との比較について、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、需用費についてであります。食糧費とは何なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、祝金の対象者数及び渡した方法ですね、お渡しする方法、完全に対象者に渡しているのかどうか、それについて具体的にご答弁をいただきたいと思いません。

それから、老人クラブ助成金の根拠について、算出方法についてお聞きをしたいと思いません。

それから、浄化槽維持管理委託料213万8,400円、これについての根拠について、お聞きをしたいと思いません。

それから、差別事件処理委員会の開催日数について、お聞きをしたいと思いません。

それから、手話通訳者の謝金について、これについては何回分なのか、お聞きをしたい。

それから、臨時福祉給付金の不用額、なぜ3,100万円余りも残ったのか、この理由についてお聞きをしたい。

それから、臨時保育士賃金の明細について、お聞きをしたいと思いません。

それから、嘱託医報酬、どのようなものなのか、お聞きをしたい。

それから、行旅死亡人取扱費の対象者は何人であったのか、これは50万5,480円計上されておりますが、これについてお聞きをしたい。

予防接種委託料の明細について、1億5,688万2,540円を計上されております。この明細、根拠について、各ワクチン別にお答えをいただきたい。

それから、新生児訪問、助産師の問題であります。これは職員が担当していたのかどうか、お聞きをしたい。

それから、ごみ袋販売手数料の明細について、お聞きをしたい。

それから、放置自転車管理報償費の明細について、どこにどういう形で支払われたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、那賀衛生環境整備組合負担金の明細について、マイナスになっておりますが、その要因についてお聞きをしたいと思います。これ、昨年比ですね、マイナスになっているが、その要因について、お聞きをしたい。

それから、岩出クリーンセンターの運転管理業務委託料、昨年比1億2,000万余り増額になっておりますが、この増額した要因について、お聞きをしたいと思います。

それから、波分地区水路工事についてであります。これについて、現在、全て完了したのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、工場設置奨励金の明細、どこにどういう方法で支出したのか、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員健康診断委託料、これについては190万円余り計上されておりました。100%健康診断が実施をされているのか、その実態について、お聞きをしたいと思います。

それから、産業医報酬の明細及びどのような業務をしているのか、これは6万円計上されております。この内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員健康診断、これについても、小学校、中学校あるわけですが、実施の内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、生徒健康診断委託料の明細についても、あわせてお聞きをしたいと思います。

それから、教育振興補助金の明細630万余り計上されております。この明細について、お聞きをしたいと思います。

それから、顧問弁護士委託料50万円について、これは何の件で委託料を支払ったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほど、監査委員にもお聞きしたんですが、岩出中学校109平米、根来小学校がマイナス44平米、マイナスになっております。これについて、どういう理由なのか。

それから、若もの広場1,319平米増になっております。これはどこの部分なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、市民総合体育館266平米のマイナスは何だったのか。

それから、最後になりますが、全体として超過勤務手当の実績、昨年比、時間と金額、実態はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、順次答弁をさせていただきます。

尾和議員の質疑5点目から、私のほうから答弁をさせていただきます。

太陽光発電の関係でございます。太陽光発電売電収入13万6,176円につきましては、サンホールに設置している太陽光発電設備に係る平成26年度分の売電収入でございます。

次に、議会費の関係でございます。講師謝金につきましては、基準は定めておりません。また、額につきましては、予算内で交渉した上で支払っておりますという報告をいただいております。

次に、危機管理監の勤務日は、1週間について4日です。一時金の支給はありません。

次に、産業医報酬、指導実績はどうかについてであります。産業医報酬は年額28万円です。指導実績については、職場巡視、職員健康診断結果に基づく健康相談、保健指導、岩出市衛生委員会の委員として衛生委員会に出席をいただき、意見及び助言をいただいております。

次に、顧問弁護士委託料については、懲戒処分取り消し等請求控訴事件についての費用84万8,880円と、損害賠償請求事件についての費用10万8,000円です。

次に、職員厚生補助については、岩出市職員互助会が実施した体育奨励補助事業に25万6,615円、厚生補助事業に16万645円、合計41万7,260円を支出しています。

次に、紀の川コミュニティバス負担金については、平成26年度主要施策の成果説明書に記載のとおり、年間利用者数3万2,004人で、岩出市と紀の川市の2市を運行する地域間公共交通として、十分な役割を果たせました。

次に、ときめき交通大学については、平成26年度主要施策の成果説明書に記載しておりますが、教習所講習として、岩出自動車学院において、教習車による路上教習や車両日常点検要領などの教習所講習を行っていますので、その際の教習所講師、先生への謝金でございます。

次に、最後の超過勤務についてでございます。平成26年度超過勤務手当支給額は1億114万2,201円、時間は5万471時間です。平成25年度超過勤務手当支給額は8,224万9,811円、時間は4万2,377時間です。

以上でございます。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えします。

13点目の100ページ、県知事選挙費の職員手当等についてであります。これは平成26年11月30日に執行された和歌山県知事選挙における期日前投票事務や投票当日の投票事務、開票事務などに従事した職員に係る超過勤務手当であります。

次に、102ページ、県議会議員選挙費の職員手当9万8,904円、県知事選との比についてであります。これは平成27年4月12日に執行された和歌山県議会議員一般選挙における事前準備等の事務に従事した職員に係る超過勤務手当であります。県知事選挙と比較して少なくなっているのは、選挙の執行が平成27年度であり、期日前投票や当日の投票事務、開票事務などの多くのものは、平成27年度において支出されているためでございます。

次、108ページの監査委員費の需用費の食糧費とは何かについてであります。これは例月出納検査等において、監査委員にお出しするお茶の購入代であります。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

46ページの土地売却収入の詳細は、岩出市宮20番1、宅地1筆、1,600.76平方メートルで、3,801万9,800円でございます。

次に、48ページ、基金繰入金の増加につきましては、財政調整基金は、平成26年度当初予算及び年度途中の補正予算における事業の財源として繰り入れたため、増加しております。

また、減債基金及び都市計画事業資金基金につきましては、増加する公債費及び下水道事業特別会計繰出金の財源とするため、増額しております。

○井神議長 市民課長。

○福田市民課長 続きまして、22ページの住基カードの普及率が悪いが、その理由は、

利用できるサービスが少ないことが理由と考えられます。

以上です。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 福祉課所管の質疑にお答えします。

差別処理委員会の開催日数はどうかについてですが、開催日数は2日です。

手話通訳者謝金、何回分かについてですが、1回2名分です。

臨時福祉給付金の不用額、なぜかについてですが、当初予算額を算定する際に、国が示した試算式を使用し、対象者数を算出したため、実際の給付額との間に差が生じたものです。

嘱託医報酬、どのようなものかについてですが、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいています。

次に、行旅死亡人取扱費の対象者は何人あったのかについてですが、対象者は2人です。

以上です。

○井神議長 子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 156ページ、臨時保育士賃金の明細についてであります、子育て支援センターの臨時保育士2名の賃金で、内訳は、基本手当が351万2,160円、通勤手当が4万8,000円となっております。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 ごみ袋販売手数料の明細についてでございますが、有料指定可燃ごみ袋の販売に関する手数料として、総括取扱店と取扱店に対する取扱手数料であり、総括取扱店214万6,610円、取扱店手数料751万3,135円、振込手数料13万3,812円となっております。

次に、放置自転車管理報償費の明細については、放置自転車管理報償費は、岩出駅前美化推進のため、毎月第1土曜日に2人で実施する岩出駅前自転車等駐車場の自転車の整理や清掃活動等に対して、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用し、報償費として支払っております。

次に、那賀衛生環境整備組合負担金の明細についてでございますが、那賀衛生環境整備組合負担金の内訳は、当組合の構成団体である岩出市と紀の川市との協議で定めており、那賀衛生環境整備組合規約第13条の規定に基づき、均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額を那賀衛生環境整備組合に負担金として支出しております。利用割の算出根拠である、し尿・汚泥の減少が主な要因と考えら

れます。

以上です。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 186ページ、岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料、増額の要因はにつきましては、岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料は、平成25年度を初年度として、運転管理や用役費、点検修繕等に係る全ての費用を含めた5年間の長期包括契約を締結しておりますが、点検修繕内容については、年度によって異なることから、また、各年度一律の金額ではなく、また消費税率が5%から8%に変更したことなどにより、対前年度比では増額となったものであります。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員ご質疑の浄化槽維持管理委託料213万8,400円の根拠につきましては、入札によるものでございます。

次に、予防接種委託料の明細はどうかにつきまして、明細は、BCG 501万7,650円、MR 1期607万7,810円、MR 2期584万7,010円、GT（二種混合）315万4,800円、DPT（三種混合）88万7,140円、日本脳炎1期1,357万7,470円、日本脳炎2期752万430円、ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんであります、4万5,200円、ヒブ感染症1,799万1,920円、小児用肺炎球菌感染症2,443万490円、急性灰白髄炎（ポリオ）328万2,390円、DPT-IPV（四種混合）2,318万9,750円、水痘1・2歳1,076万9,600円、水痘3・4歳340万7,800円、高齢者用肺炎球菌610万9,640円、インフルエンザ2,282万2,560円、風疹275万880円でございます。

最後に、新生児訪問（助産師）、これは職員が担当しているのかにつきましては、非常勤職員3名が担当しております。

以上でございます。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 116ページ、祝金の対象者数及び渡し方法につきまして、平成26年度の対象者数は2,425人です。敬老会の後日、市の職員が対象の方の家を訪問し、ご本人または家族に直接お渡ししております。直接お渡しできない方につきましては、担当課に連絡いただけるよう通知を差し上げております。

次に、118ページ、老人クラブ助成金の根拠はどうかですが、老人クラブ連合会への助成金につきましては、岩出市社会福祉団体等助成金交付要綱に基づき、事業計画や実施状況等の内容を確認した上で交付しております。内容は、連合会への事

務費、スポーツ大会等の健康づくり事業、防災研修等防災事業、その他子どもの見守り等、各地域が主体的に取り組む事業に対して交付しております。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 16ページ、道路橋梁使用料の減ですが、岩出市道路占用料徴収条例の一部改正によるものでございます。

続きまして、198ページ、平成26年度で実施した水路改修工事につきましては、全て完了してございます。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 206ページです。工場設置奨励金の支出先は、岩出市中島、藤本食品株式会社です。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 246ページです。教職員健康診断委託料、100%の実施をしているかについてですが、小学校の教職員の受診率は78%となっております。

次に、250ページ、産業医報酬の明細及びどのような業務をしているのか。各中学校において、健康診断の結果に基づく健康相談、保健指導や食指導等を実施しております。

次に、254ページ、教職員健康診断委託料100%の実施をしているかでございますが、中学校の教職員の受診率は77%となっております。

同じく254ページ、生徒健康診断委託料の明細でございますが、基本料、児童生徒数、執行料及び総合管理料となっております。

次に、258ページ、教育振興補助金の明細でございますが、クラブ活動における選手派遣及び引率指導に伴う補助金となっております。

次に、311ページ、岩出中学校109平米の増は何か、根来小学校44平米の減は何かでございますが、岩出中学校については地籍調査による増、根来小学校については県道粉河加太線拡幅に伴う敷地の減となっております。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

P 260、顧問弁護士委託料50万円は何を委託したのか。この顧問弁護士委託料は、大門池・新池に係る土地共有入会権等確認請求控訴事件及び上告受理申し立て事件を委託したものでございます。

P 313、若もの広場1,319平米の増、どこの場所かでございますが、広域農道北側

の部分でございます。

続きまして、P 317、市民総合体育館266平米マイナスは何か。市民総合体育館の面積につきましては、地籍調査によるものでございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、順を追っていきたいと思うんですが、太陽光発電の売電収入の件であります。これは自家消費分はどのような処理の仕方をしているのか、売電だけなのか、太陽光発電した数量を自家消費でマイナスしているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。いわゆる、残りの分を売電したということなのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、講師謝金についてですが、これはほかのところも関係あるんですが、予算内とか、一般的な通常の講師謝金というのは、基準が現在ないということでは、今後の問題としてあると思うんですね。その都度その都度、担当原課において判断をするということでは一貫性が欠けるということを生じてくると思いますので、ここら辺について、今後の方針等があれば聞かせていただきたいと思います。

それから、危機管理監の勤務についてであります。これだけ災害の問題がやましく、世間的にも重要な課題になっておるわけでありまして。勤務時間、週4日と、一時金はないというような、こういう労働条件のもとに、これがいいのかどうか、再考する必要があるんじゃないかと思いますが、市の考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、需用費の問題であります。現在、ご答弁では、お茶という形で表現をされておりました。お茶だけではないんじゃないかなと。お茶だけであれば1万176円も支出する必要性はないと思いますので、それ以外に支出をしているんじゃないかというふうに思いますので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、祝金の対象者数及びお渡し方法についてでのご答弁をいただきました。実際、100%お渡ししているのかどうか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

それから、浄化槽の維持管理委託料の件であります。入札によるというご答弁をいただきましたが、實際上、維持管理というのは毎月やられているのか。それから、この浄化槽については何人槽なのか。それから、水質検査等も含んでいるのか、それとも維持管理だけなのか、水質検査は別の項で計上されておりましたので、含んでないと思うんですが、月当たりになりますと非常に高額になっていると思います。

が、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、臨時福祉給付金についてであります。現在、25年度、これについて残預金があったのか、全て給付金として支出したのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、予防接種委託料の明細について、今、各接種ごとにご答弁をいただきましたが、1接種当たりの積算根拠について明らかにしていただきたいと思います。

それから、放置自転車の管理報償費の明細についてであります。これは準用して支払っているということですが、準用して支払いをするんじゃないかと、明確にすべきでないかと思っております。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀衛生環境整備組合の負担金についてですが、し尿の持ち込みが減少したということを言われました。どれだけ減少したのか、立米数でお聞きをしたいと思います。

それから、工場設置奨励金の明細について、藤本食品に640万、これは何年度までこういう形で支出するのか、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員の健康診断についてですが、小学校、中学校、いずれも77%と78%になっております。市が実施する健康診断以外に、各人で診断をされて、それを提出されたものがあるのかどうか。これから見ますと、約2割の方が健康診断を未受診されているということになると思うんですが、こういうことでは教職員の健康維持管理に問題が生じるというように思いますし、少なくとも100%に近い数字に持っていくべきであると、そのように考えておりますが、これについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、若もの広場の1,319平米、北側の部分ということをご答弁いただきました。これについては、どこの部分が若もの広場として増加をしたのか、これについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

まず、太陽光発電の売電収入の関係でございます。サンホールの関係でございます。尾和議員の質疑では、相殺をしているのかという話でございますけれども、売りは売り、買いは買いでございます。参考に申し上げますと、平成26年度のサンホールの支払ったお金、電気料金につきましては60万8,247円です。売ったのほうの

お金につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。

それから、議会費の関係の講師謝金の基準の話でございます。この件につきましては、議会での研修ということになってございますけれども、金額につきましては、社会通年上、常識の範囲の中で支払っていると考えてございます。

それから、危機管理監の関係でございます。勤務日数と、あと、一時金が出てないのはいかがでしょうかということでございますけれども、危機管理監は1人で危機管理の仕事をしているのではございません。職員も危機管理の仕事をしておりますので、危機管理監の報酬、また一時金の貸与につきましては、これで市のほうで対応させていただいているということで間違いないと考えてございます。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑、108ページの食糧費、お茶以外はなにかとのご質問でございますが、お茶以外にはございません。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

臨時福祉給付金の残余金があるかということですが、平成26年度の臨時福祉給付金の事業については終わっておりますので、残預金はございません。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員の再質疑の1点目、放置自転車管理報償費の根拠を明確にということでございますが、算出根拠といたしまして、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第3の委員の金額、日額2,500円を準用してございます。この美化推進の活動についてでございますが、毎月1回午前中に2人体制で作業を実施してございます。日額2,500円で、午前中ということですので2分の1日、これ1年間通じてしていただいておりますので、12カ月で2人体制ということでございますので、これを掛けていきますと3万円と、このような形で算出してございます。

それから、再質疑の2点目のし尿、浄化槽汚泥の量がどれだけ減ったのかということでございますけれども、算出根拠となっている年度でいきますと、244.91キロリットル減少となっております。

以上です。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員再質疑の1点目、浄化槽につきましてでございますが、維持管理の頻度につきましては、毎月実施しております。人槽については590人槽、

水質管理については、処理水をチェックし、その都度、薬物で確認を行っております。

2点目の予防接種委託料の1接種当たりの算出根拠でございますが、算出に当たりましては、初診料、注射料、生物学的製剤注射、事務管理料、ワクチン価格等が必須となっております。ワクチンの種類によりましては、乳幼児加算等がつく場合もございます。

以上であります。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

祝金は100%お渡しできたのかということですが、手渡しできなかった方へのお通知の後、ご連絡いただいた方には、職員が再度訪問し手渡したり、市役所にとりに来ていただいたり、また、ご希望の方には書留による郵送をさせていただいたりなどで、最終、2名の方だけがどうしても連絡いただけなく、とりに来ていただくこともできなかった方がございます。大半の方にはお受け取りいただいております。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 工場設置奨励金の交付は、3年間でございますので、平成28年度まででございます。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 小学校、中学校の教職員の健康診断の委託料について、受診率が低いのではないかとございまして、人間ドックを含めると、小学校で94%、中学校では96%となります。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

北側のどこの部分かでございますが、旧県会議事堂前北側の部分でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後からちょっと行きますが、若もの広場の、今、北側の部分、旧、今設置をしているところの北側の部分ということですが、これは従来からあったのではないのでしょうか。ないということはないと思うんですが、新たにこの部分がちょっと明確に浮かばないんですけども、その部分について、従来あったところが若も

の広場の管轄にしたのか、そこら辺、ちょっとわからないんで、再度お聞きをしたいと思います。

それから、2回目の再質疑のところ、超過勤務の実績について再度お聞きをしたいと思いますんですが、これについて、減少金額と減少時間について、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、教職員の健康診断について、人間ドックを含めると94と96の実績になるということではありますが、これは、やはり、完全に100%健康診断をしていくということが、これは義務でありますし、こうしなければならないと思いますし、そういう意味からいいますと、いずれにしても、まだ5%前後の未受診者がおられるということのないように、これは万全を期していくべきであるというふうに思いますので、これについてどういう所見なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、放置自転車の問題については、非常勤の2,500円を準用するということではありますが、これは明確に条例の中に入れるべきだと。それを準用という形で、条例化の中で支払っていくということが求められると思いますし、そういうようにやっていくべきだというふうに思いますので、これについて再度お聞きをしたい。

それから、予防接種委託料の明細について、各ワクチンごと、これについては数字が細かくなりますので、議長にお願いなんですけど、この後、今ご答弁いただいた内容について、執行部に資料の提出をお願いをしたいと。取り扱いをお願いしたいというふうに思っております。

それから、浄化槽維持管理委託料の件ではありますが、これは入札によるということで、毎月点検して、水質検査をしているということではありますが、やはり、これはちょっと高いんじゃないかなと。一般的に、人槽と比較しても、そんなに毎月検査、維持管理している作業量というのはどれぐらいになっているのか。そんなに2時間も3時間もかかる作業では、私はないというふうに認識しておるんですが、そこら辺について、どのような所見なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、講師謝金のこの問題については、基準内ということ、各原課においてばらばらなんですよね。やはり、これは統一したものにつくっていくべきだというように、今後の問題として対策を打つべきだと。今後の支出の問題と絡んで、やはり明確にしていくということが大切ではないかなと。ばらばらということは、もちろん上も下もあるわけで、そこら辺が一貫性のないことになりますので、一定の基準の範囲内で設けていくということの必要性があるんじゃないかというふうに思っておりますので、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

超過勤務の関係でございます。私、先ほど答弁させていただきましたように、平成26年度と平成25年度、1年前と比べますと、平成26年度のほうが増となっております。その増の要因を申し上げますと、まず、選挙が多かったこと。それから、災害対応ということで、平成26年度は非常に台風が襲来が多かったということです。それから、国体のリハーサル大会があったという、この3つが大きな要因となっております。

それから、講師謝金の件ですけれども、統一してはどうか、今後の問題としてどうかということもございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、社会通年上の常識の範囲の中で支払いをしているものでございます。統一については非常に難しいのではないかと、そういうふうと考えてございます。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

放置自転車管理報償費、準用でなく条例で定めるということでございますが、この費用というか、この支出でございますけれども、岩出駅前美化推進のために行っている清掃活動、それから駐車場の整理活動でございます。岩出駅前駐車場の利用者の利便性を確保するための継続的な諸活動に対して、地域住民の快適で住みよい生活環境の確保を図っていただくことに対して、報償費として支給してございますので、報酬ではございませんので、この根拠で支出してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

浄化槽維持管理委託料について、高額ではないのかというご指摘ではありますが、この総合保健福祉センターの浄化槽につきましては、590人槽ということで巨大な槽であること、また、回遊式間欠ばっ気方式ということで、他の市施設とは異なる様式になること等から、この価格になってございます。

予防接種委託料の明細については、また後日、対応させていただきます。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 小学校、中学校の教職員の健康診断ですけれども、100%の受診に

向けて指導してまいりたいと思います。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

もともとあった場所ではないかについてですが、市内全域の地籍調査の完了をもって、市内各施設の見直しを行い、道路敷となっていたため、協議を行い、所管がえを行ったものでございます。

○井神議長 続きまして、議案第60号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第60号について質疑をさせていただきます。

国保会計についてですが、歳入増の要因について分析をされていると思います。これについてお聞きをしたい。

それから、保険給付額の昨年比、減で3,000万円余りマイナスになっておりますが、この分析についてお聞きをしたいと。

それから、共同事業拠出金の昨年比、約5,200万円になっておりますが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

まず1点目の歳入増の要因についてであります。前年度との比較で1億2,982万8,142円の増となっております。主な要因につきましては、前期高齢者交付金、繰入金などが増額となったことにより、歳入増につながったものと考えております。

次に、2点目の退職被保険者の保険給付費が、昨年比で約3,000万円減額となっております。この要因についてでございますが、退職被保険者数が大幅に減少したことにより、保険給付額が減額したものと分析しております。

次に、3点目の共同事業拠出金約5,200万円の不用額の理由ですが、年間医療費の確定により、平成26年度の拠出金額が確定したものであるものです。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第61号 介護保険の会計決算について、お聞きをしたいと思います。

保険料の増額約4,000万円の要因分析について、お聞きをしたい。

それから、基金費への支出金に関しての認識について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

介護保険につきまして、保険料納付者である第1号被保険者数の増加によるものでございます。

次に、基金費への支出金につきましては、岩出市介護給付費準備基金条例第2条の規定に基づき、決算によって生じた剰余金の中から翌年度に精算する返還金等を差し引いたものを積み立てております。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第63号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第63号 下水道会計について、お聞きをしたいと思います。

国庫支出金の4億6,000万円余りが減になっておりますが、その理由について、お聞きをしたい。

市債減の理由について、これもあわせてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○樫本下水道工務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

平成26年度事業において、国庫支出金10億1,000万円のうち4億6,150万円が、近接工事との調整に不測の日時を要したため、平成27年度の繰り越し事業となったためです。なお、市債額の減額も同様であります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第64号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第64号について、質疑をさせていただきます。

墓園会計についてであります。1款の手数料減について、それから、今年度の

販売基数と残基基数及び販売完了予定について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 手数料減の原因につきましては、販売区画の減によります。今年度販売区画数と残区画数及び販売完了予定についてでございますが、販売区画数は33区画、残区画数は1,056区画です。予定年度につきましては、年間販売目標40区画といたしまして、完売は平成54年度の見込みですが、今後も多くの方に根来公園墓地のよさを知っていただき、ご使用いただけるように、広報・広告を工夫して早期完売に努めてまいります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきましたが、中でも規模のほうで総括をされております。あるいは監査委員の意見書にもあるように、計画販売数に至ってないということで、新たな手法を検討して、販売促進を図るんだということでもあります。これから見ますと、現在、下降ぎみでありまして、残基数が1,056と、まだまだ多く残っているというのが現状であろうと思うんですが、この問題について、今後、どのように原課では対応されようとしているのか、具体的な販売促進についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 今後の販売促進手法につきましては、平成27年度をもちまして、紀の川市旧打田地区の申し込み期限というのが切れることになっております。当初400区画予定してございましたところ、平成26年度末で126区画の販売になっておりますので、この差、274区画を岩出市以外の方に購入していただけるようにして、その分の販売促進を図るように、現在、計画しております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市以外ということになりますと、これは他の自治体を念頭に置かれておると思うんですが、それは岩出市以外ということにしまして、全ての近隣の地方自治体を対象にしているという理解でよろしいんか。そうしますと、岩出市の税金でつくった墓園事業は、他の地方自治体の利益者にそれを使用していくということになります。これについてのご見解をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 販売の方法につきましては、他の自治体全てにするか、また限定するかという詳細につきましては、今後、検討の課題でございます。

なお、岩出市の税金でつくった墓地ということでご質疑でございますが、当初より、400区画分は岩出市以外、紀の川市を対象としてつくられていたものでございますので、岩出市への影響はないと思っております。

○井神議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第59号から議案第65号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○井神議長 ご異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決めます。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第59号から議案第65号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第65号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○井神議長 ご異議ありですので、起立により採決いたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、梅田哲也議員、西野 豊議員、松下 元議員、田畑昭二議員、吉本勸曜議員、福山晴美議員、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時15分から再開します。

休憩 (11時00分)

再開 (11時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について～

日程第18 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について

○井神議長 日程第9 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件から日程第18 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件まで、議案10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題以外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いします。

尾和弘一議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第66号、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 条例改正について、質疑を行います。

今回の条例の内容であります。8点にわたって確認をさせていただきたいと思っております。

目的外使用に関して、どのように監視をするのか。

それから、2番目に外部提供の範囲、想定される機関というのはどのような機関を指しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、本人の同意を得ることが困難であるときは、どのようにするのか。

それから、4番目、受け取り拒否者に対する対応について、どうするのか。

次に、未成年者であります。未成年者の対応については、何歳までと確認をされているのか。

それから、目的以外の目的のため利用してはならないとうたわれておりますが、このチェックは誰がするのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、答弁をさせていただきます。

1点目の目的外使用に関して、どのように監視するのかについてであります。個人情報を取り扱う実施機関において、条例第8条及び第8条の2第1項及び第2項の規定に基づき、適正に運用してまいります。

2点目の外部提供の範囲、どのような機関かについてであります。特定個人情報を除く個人情報については条例第8条に、特定個人情報については条例第8条の2第3項に規定しているとおりです。

3点目の本人の同意を得ることが困難であるときは、どうなるのかについてであります。そのようなときであっても、条例第8条の2第2項の規定により、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合には、特定個人情報を目的外に利用することができます。

次の4点目です。受け取り拒否者に対する対応はどうするのかについてであります。拒否される内容に応じた対応をまいります。

5点目の未成年者とは何歳までかについてであります。20歳未満です。なお、20歳未満であっても、婚姻している者は成人とみなします。

6点目の目的以外の目的のため利用してはならないとあるが、誰がチェックするのかについてであります。1点目で回答したとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 目的外使用に関してであります。監視するのは実施機関だということですが、実施機関とは具体的にどこなのか、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、外部提供の範囲であります。今、8条の云々と言われましたが、外部提供の範囲について、具体的にどういう機関を指しているのか、これは具体的に答弁をいただきたいと思いません。

それから、未成年者についてであります。20歳未満というご答弁をいただきました。他の自治体では、これは総務省が出しておると思うんですが、15歳という年齢制限が付されているように聞いております。20歳未満で正しいのかどうか、確認をさせてください。

それから、最後になりますが、これも1番目と同じように、チェックをすることが、非常に漏えい問題と絡んで出てくるわけですが、岩出市のどの機関がするのか、それとも外部にそのチェック機能を委託するのか、そこら辺が不明確でありますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 再質疑について、お答えをいたします。

監視についての実施機関ですけれども、これにつきましては市長であったり、また教育委員会であったりという実施機関でございます。ただ、監視につきましては、国の機関でありますけれども、特定個人情報保護委員会というのが設置されます。また、マイナーポータルということで、特定個人情報については、誰がいつ提供したかというのを個人の自宅などで確認することもできますので、そのようなところで、監視というんですか、状況を確認することができるかと考えてございます。

それと、具体的な提供の範囲ですけれども、これにつきましては、先ほど、第8条関係と第8条の2第3項関係で申し上げましたけれども、第8条関係の具体的な例といたしましては、国、また他の地方公共団体というふうなところがございます。それから、第8条の2第3項につきましては、番号法の第19条に規定されておりますので、国、他の地方公共団体、そのほか第7号別表第2に幾つかの機関が載っておりますけれども、その表に規定されている提供先でございます。

それから、20歳未満の未成年者の話でございますけれども、これにつきましては、民法に基づき、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

それから、一番最後の質問ですけれども、1点目の回答と同じでございます。外部委託はいたしません。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 監視する機関について、今ご答弁がありました。市長及び教育長、そのデータにインプットして中へ入る場合には、専用のコードがあると思うんですが、それを2人だけに付与されたものなのか、それとも、それ以外に、誰にデータを入力するときに与えているものなのか、これについては明確にご答弁をいただきたいと思っております。

それから、外部提供の範囲についてですが、私は危惧するのは、預貯金等のアクセスもできるようにしていくんだということで、2018年、出ておりましたけれども、例えば、いわゆる警察とか、そういう機関に対しても提供されるんじゃないかと、こういう危惧を持っている方もおられます。また、メタボ健診等については、これは個人の非常に大切な医療行為に対するデータでありますので、それが、誰でもかれでも見られると、提供していくということになりますと大変なことになるわけがあります。ここら辺について、岩出市役所内において、どのような管理体制を構築をされているのか、ここについてお聞きをしたいと思います。

それから、未成年者、これは民法という形で言われておりましたが、ちょっと見解が違うんですけども、これは私もメールをいただきました、ある他の市町村の議員から、15歳だということで、ああ、そうですかということ、それは行政当局がその議員に説明をしたということで受信をしていただいたんですが、それは総務省の指導要綱にも載っているという、執行機関の答弁があったそうなんですけども、岩出市では、未成年者、20歳未満ということによろしいのか、再度検証する必要性が私はあると思うんですが、そこら辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えをいたします。

1点目の話ですけれども、目的外使用に関しての監視という話を尾和議員されておりますけれども、今回の条例改正に関しましては、監視という文言はどこにも出てきておりません。適正に守ることを義務づけているという内容でございますので、監視という質疑をされておりますけれども、こちらでは答弁はできかねます。

それから、外部提供の話ですけれども、先ほど答弁させていただきましたように、我々は国の制度に基づいてやっておりますので、機関といたしましては、番号法の第19条に規定する機関がございますので、番号法の第19条を見ていただきたいと思います。

それから、民法の関係で、20歳の話をしていただきましたけれども、15歳云々の話につきましては、請求することはできるという内容でございます。我々は民法に基づきまして、20歳、1回目の答弁をさせていただいたとおりでございます。

○井神議長 続きまして、議案第67号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号について、質疑をさせていただきます。

マイナンバーの関連して、住基ネットから、この制度の再交付の手数料が800円に変更されております。この根拠について、お聞きをしたいと思います。これは全国统一なのか、それとも岩出市だけで800円というのを設定したものか等でありませんが、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再交付の手数料800円の根拠としまして、平成27年4月17日付、総務省からの通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いについてを参

考にしております。和歌山県内の9市におきましては、個人番号カードの再交付手数料は800円と聞いております。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第68号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第68号について、質疑をさせていただきます。

27年度補正予算についてであります。個人番号カード、いわゆるマイナンバーの交付経費についてですが、これについては、全て国庫負担なのか、あるいは市持ち出しがあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、交付先についてはどうなるのか。

それから、各施設入居者等について、どのような手続になるのか。

全て個人宛てになるのか。

それから、シルバー人材センターの補助金ですが、これは何のために支出予算を組んだのか。

それから、多面的機能負担金の具体的事業について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 個人番号カード交付経費は、国庫補助の対象であります。

個人番号カード交付事務費の交付先は、岩出市であります。

各施設入居者はどうなるのかにつきましては、ひとり暮らしで、長期間、医療機関、施設に入院・入所されている方で、住民票の住所地以外の居所にお住まいの方は、通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書を提出いただければ、居所に郵送されます。

4点目の全て個人宛てになるのかにつきましては、世帯主宛てに郵送します。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

シルバー人材センターの補助金は何のためにかですが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条の規定に基づき、高齢者の希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成するためのものです。



以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 多面的機能支払い交付金事業についてですが、地域ぐるみで保全管理活動や施設の老朽化へ対応するため支援を行い、集落を支える体制を強化する事業でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各施設入居者の取り扱いの問題であります。これは、いわゆる施設に入っておられるDVとか、その他いろいろな事情によって、現住所に入居されてなくて、施設に入っている方、現住所に発送しますと、いろいろな問題点が発生すると言われております。今、ご答弁いただきましたように、通知制度を利用して、そうしていただいたら対応しますよということではありますが、この期限について、その2点について、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、個人宛てということではありますが、世帯宛てということでご答弁がありました。入居した方に、世帯主宛てに送って、各人がそれを受け取るということだと思っております。これは郵送については書留郵便なのか、それとも普通郵便なのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思っております。

それから、多面的機能負担金についてであります。具体的に、例えば、こういう事業ですよということがありましたら、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 各施設の入居者で提出のほうは、9月25日を期限としております。

全て個人宛てになるのかの郵送に関しては、簡易書留、転送不要で郵送されます。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 再質疑について、お答えいたします。

多面的機能支払い交付金事業につきましては、農地・水路の草刈りや農道の砂利補充などの保全活動、資源の保全管理のための推進活動、水路の目地詰めや植栽活動などの農村環境の保全のために活動、水路の更新や農道舗装の補修、農地や水路等の施設の長寿命化のために活動している支援でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 通知制度に関してであります。今、ご答弁いただきましたように、9月25日までですよね。もう既に、きょうが4日ですから、あと20日間ぐらいしかないんですよ。これについて、マイナンバー制度そのものが市民にも認知されておられませんし、多くの方がどういう内容なのかも知らない。もちろん通知制度も知らないという状況にあります。これは広報として、どのような形で今までされてきたのか。25日までの間に届け出してくださいよということでしょうけども、この広報について、どういう手段で取り組まれたのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再々質疑にお答えします。

本市の対応としまして、8月25日に岩出市内の施設宛てに、事前に電話連絡をし、チラシと通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書を入れて郵送しております。また、市の広報紙やウェブサイトにも掲載しております。現在ですけども、5件の申請があります。

以上です。

○井神議長 続きまして、議案第74号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第74号について、質疑をさせていただきます。

岩出市と紀の川市の協議案件であります。この中に適正な地価によりとあります。具体的に書いてありますが、適正な地価というのは、どのような根拠に基づいて適正な地価という判断をするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

議案のご承認をいただいた後に、岩出市と紀の川市で協議を行い、決定してまいります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 その協議内容については、公開をしていただくということでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

岩出市だけの件でございませぬので、今後、紀の川市と協議してまいりたいと考  
えてございませぬ。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませぬか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第75号の質疑をお願いしましませぬ。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第75号について、質疑を行います。

これも関連するんでありますが、その中に、第5条、備品等とありますが、ど  
のような備品を想定されてあるのか。

それから、第7条に職員の希望により、両市、いわゆる紀の川市と岩出市で対応  
するということではありますが、職員の希望ということで、現在、何名の方がこれに  
該当するののか。対応する方法について、具体的にどのようにされるのか、お聞きを  
したいと思ひます。

○井神議長 答弁願ひます。

長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたしましませぬ。

備品につきましては、白水園で所有する備品一式をいい、居室や事務室等の机や  
椅子、診療所の医療機器や調理器具などがあります。

次に、職員の希望によりですが、議案のご承認をいただいた後に、地方公務員法  
の規定に基づき、岩出市と紀の川市で協議してまいります。対象者は6名とお伺い  
してあります。

○井神議長 再々質疑はありませぬか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 職員にとっては非常に重要な問題でありますので、両市において十分検  
討していただき、受け入れ体制ができるような方策をとっていただきたいことを  
お願いして、私の質疑を終わらせていただきます。

答弁は結構です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第66号から議案第75号までの議案10件に対する質疑を終結いたしま  
す。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第75号までの議案10件は、お

手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日は終了いたします。

お諮りいたします。次の会議は9月14日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は9月14日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時40分)